

介護職員等特定処遇改善加算に係る情報公開（見える化）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和元年10月には消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が新たに創設され、当法人におきましても当該加算の算定を行っております。

▶算定要件

介護職員等特定処遇改善加算につきましては、下記の3つの要件を満たしている必要があります。

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

※見える化とは、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用し、新しい加算の取得状況や賃金以外の処遇改善（職場環境等要件）に関する具体的な取組内容を公表していることです。

▶職場環境等要件

見える化の要件に基づき、当法人における賃金以外の処遇改善（職場環境等要件）に関する具体的な取り組みにつきまして、以下の通り公開いたします。

【入職促進に向けた取組】

職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

【両立支援・多様な働き方の推進】

職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

【腰痛を含む心身の健康管理】

短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

【生産性向上のための業務改善の取組】

業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

【やりがい・働きがいの醸成】

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善